

第1章 第4期病院改革プランの策定について

1 第4期病院改革プラン策定の趣旨

第4期プランは、「新公立病院改革ガイドライン」(平成27年3月31日総務省自治財政局長通知。以下「ガイドライン」といいます。)を受け、市立病院が、今後も地域において必要な医療提供体制を確保するとともに、経営の効率化を図り、持続可能な病院経営を目指すための指針を示すものです。

本市では、昭和59年10月より美浜区に市立海浜病院を、平成15年5月より中央区に市立青葉病院を開設しており、これまで、平成21年度より3期にわたり「千葉市立病院改革プラン」を策定し、持続可能な経営体質の獲得に取り組んできました。

両市立病院の運営形態を、平成23年4月より地方公営企業法全部適用に変更するなど「千葉市立病院改革プラン」に基づく取組みにより、平成24年度までは一旦黒字化を果たすことができましたが、その後は人的投資・設備投資に応じた医業収益を確保することができず、平成28年度決算では、両市立病院合わせて累積欠損金69億円を抱えるに至りました。

また、全国的にも、公立病院を取り巻く医療環境は厳しく、人口減少や少子高齢化が急速に進展する中、医療需要の変化に対応していくため、地域ごとに適切な医療提供体制の再構築に取り組むことが必要とされています。

このような中、平成27年3月に国が公表したガイドラインでは各公立病院に対して、病院改革を推進するため、「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」、「経営効率化」、「再編ネットワーク化」、「経営形態の見直し」の視点を踏まえた「公立病院改革プラン」の策定を求めていました。

ガイドラインの趣旨に則り、病院経営の改革に職員が一丸となって取り組んでいくための指針として策定したのが、この「千葉市立病院改革プラン（第4期）」(以下、「第4期プラン」といいます。)です。

2 第4期プランの期間

平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

3 市立病院の使命

「千葉市立病院改革プラン（第3期：平成27～29年度）」(以下「第3期プラン」といいます。)を引き継ぎ、以下のとおりとします。

- 1 市民が必要とする安全・安心な医療を一人でも多くの市民に提供する。
- 2 健全な病院経営を確立し、市立病院を持続発展させる。

4 第4期プランの実施状況の点検・評価・公表

第4期プランの実施状況について、外部委員により構成される千葉市立病院運営委員会に定期的に諮り、点検・評価を行うとともに、その審議状況についても公開、公表します。

また、本プランの計画期間中に、専門的知識や実績を有する事業者に経営改善業務を委託するため、必要に応じて本プランの内容を見直します。その際は、改めて同委員会において点検・評価し、公表を行います。